

戦前の保険証券(7) 大正期の火災保険約款(承前)

今回の連載は、前回の記事が長くなってしまったため、続きの部分の掲載となってしまったことをお詫びしたい。このところ、COVID-19 感染予防のためリモートの仕事が多くなり、自宅の時間が長くなっている。熱中症が心配されるほど日差しが強い日をのぞいて、運動不足解消のため散歩の回数を増やした。近所をぐるっと 1 時間ほど歩くと万歩計で七、八千歩。「万歩」計のメンツを立てて 1 万歩以上歩こうと思うと少し遠回りが必要だ。

散歩コースのひとつに多摩蘭坂を経由するものがある。その昔、「国立駅」がなかったころ、鉄道を利用する東京商科大学の学生は、国分寺駅でおりて大学のキャンパス（現在の一橋大学国立キャンパス）に向かったが、この坂まで来ると「たまらん、たまらん」と嘆いたので「たまらん坂」となったともいわれている。実際に行ってみると、国立から国分寺方面に向かって登り坂となっているが、若者たちが「たまらん」と音を上げるような長く急な坂ではない。「おかしいな」と思って調べてみた。すると、当時、この坂は舗装されておらず、雨が降ると赤土で滑ってしまって「たまらん」坂だったとある。たしかに国立という土地は谷保天満宮から多摩川にかけての一带を除けば、水はけが悪い。大雨の日など下り坂はとくに大変なことだっただろう。何事においても現地についてみることを、そして素朴な疑問は調べてみるべし、という教訓。

この坂を有名にしたのは、RC サクセッション忌野清志郎の「多摩蘭坂」。清志郎は、この坂の途中のアパートに住んでいたらしい。彼の実家は、国立駅の北側にあり、私の自宅の隣の町名だ。清志郎が近くの道を抜けて国立駅近くで中央線を南北に横切り、旭通りをまっすぐ歩き、一橋大学中和寮の前を通過して、多摩蘭坂のアパートに向かって歩いた様子が思い浮かぶ。当時、中央線を横切るには狭いガード下を抜ける必要があった。今は中央線が高架されて、あの薄暗いガード下がなくなってしまったが、土曜日以外は女性客を入れないという店の方針を貫く焼き鳥屋は場所をかえてまだ残っている。

以上、駄文を重ねてしまったが、ここからが前回の続きの部分である。保険証券の裏面には、約款が印刷されている外に、ゴム印などで一定の文言が追加されている場合がある。これらは会社からの単なる通知に見えるが、約款と同じような拘束力があるのではなかろうか。たとえば、震災以降の火災保険証券の裏面には、「本契約期間中は本契約の目的たる建物は最近の建物より周囲■間以上又は三方拾間以上空地を以て離隔せられるべきことを保険契約者に於て確保するものなり、此条項に違反したる場合は本契約は無効とする」（東神火災, T15）といった規定が追加されているものがある（画像にあるように、■は斜線なのか数字の 1 なのか判別できない）。さらに「當証券裏面掲載の約款第八条即ち火災保険会社との契約に関する条項に就きて特に被保険者のご注意を求む。注意 大日本聯合火災保険協会の会員に非らざる会社との分担契約は之を承認せず」（太洋火災, T15）というように、非協定料率会社を排除するための文言もある。

ところで、大正期の火災保険市場は、二度の大きな節目があった。明治末期に火災保険協

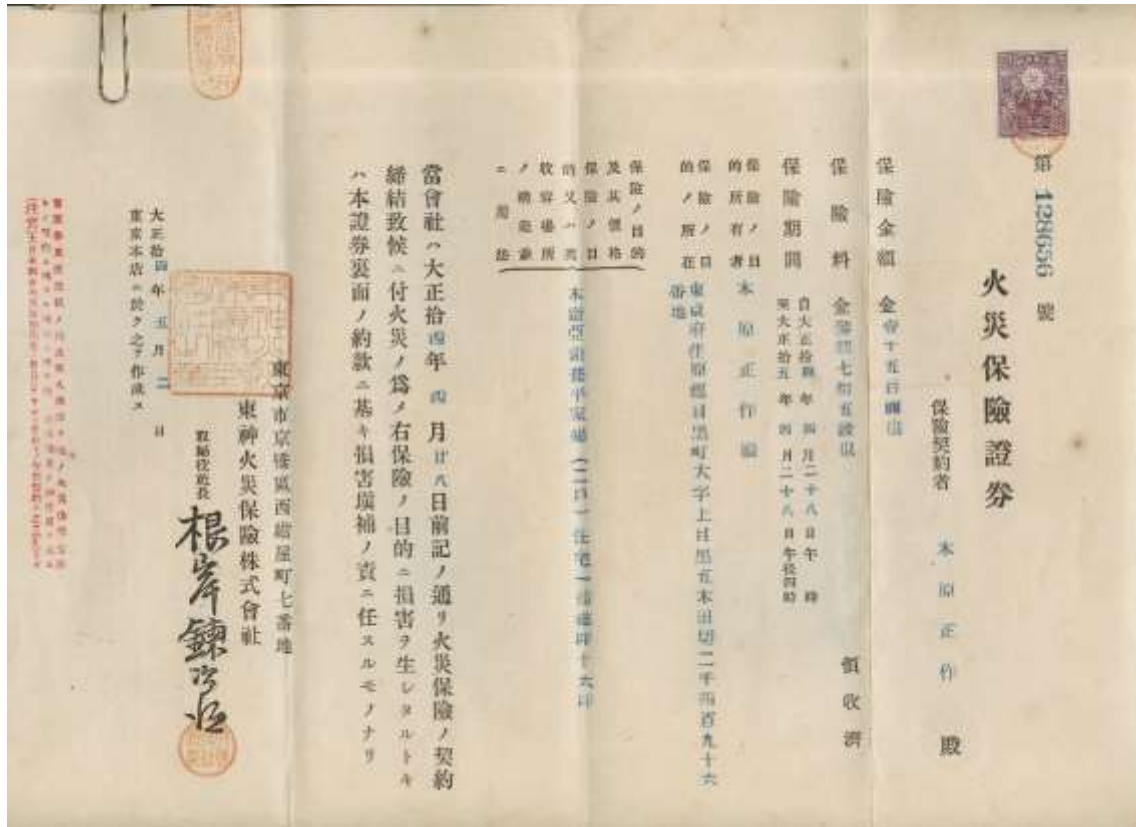
定料率の実施が困難であり市場は混乱を極めたが、大正 3 年の東京海上の火災保険進出をきっかけにして、実効性をもつ協定保険料率が実施されるようになった。具体的にいえば、各務謙吉のリーダーシップにより大日本聯合火災保険協会が設立され火災保険市場が安定した。もう一つの転機は、何といても関東大震災が及ぼした損保経営へ影響であろう。火災保険約款では、地震リスクは直接と間接とにかかわらず担保しないと明記していた。にもかかわらず、世論の高まりと政治的な圧力によって損害保険会社は震火災見舞金を支払わざるを得なくなった。この見舞金ですら一般の損保会社の財務を圧迫した。第一次大戦期に海運ブームの折に海上保険から高い収益を上げ、十分な任意責任準備金を積み上げていた東京海上と新設の零細企業を除いて、すべての損害保険会社が事実上財務破綻の状況に陥り、これを回避するために政府から助成金を借り受けることになったのである。

大正末期までの火災保険約款の分析は、この二つの転機を含む時期であった。検討の結果を要約すると次のとおりである。協定料率が成立して以降、個社ごとの若干の違いがみられた。しかしながら、各社が勝手バラバラな保険約款を作成していたわけではなく、約款の基本構成は、明治の 24 条約款に「告知義務」条項を加えた 25 条構成の約款であった（前回の連載を参照）。基本となるこの約款にいくつかの条項が加わって大正 15 年の太平洋火災では 28 条構成に増えている。各社の約款を検討した結果、追加された中で重要と思われる条項は、「保険契約者の解除権」の規定である。現行の保険法では、この規定は強行規定とされている。しかし当時としては、必ずしも契約者の解除権は無条件に与えられていたわけではなかったようだ。たとえば、東神火災(T15)の火災保険約款には、契約者に無条件で解除権を認めない規定が定められている。すなわち「第 27 条 保険契約者は當会社の責任開始前に限り契約の全部又は一部の解除を為すことを得」。責任開始後には、「契約者は解除を為すことを得ない」と解釈できる。その他には、東邦火災(T14 と T15)の「危険の減少」規定も契約者保護の観点から注目すべきものかもしれない。

保険約款は保険商品そのものといえるほど、保険契約にとって大事なものである。しかしながら、保険約款の研究は近年あまり盛んとはいえない。法律実務について詳しくないのでその理由はわからない。しかし戦前の保険史を理解する上で、個社の保険約款の変遷を検討することの意義は小さくないものと思う。



右手が大正3年に着工し大正7年に完成した東京海上ビルディング。左手は郵船ビル。震災の地図からもわかるように、この一角は幸運にも震火災を免れた。



東神火災の火災保険証券、大正 14 年（表面）。

本契約期間中ハ本契約ノ目的タル建物ハ最近ノ建物ヨリ周圍ノ間以上又ハ三方ノ間以上空地ヲ以テ離隔セラルベキコトヲ保險契約者ニ於テ確保スルモノナリ此條項ニ違反シタル場合ハ本契約ハ無効トス



東神火災の火災保険証券の裏面の付記部分。

當證券裏面而明細ノ約款第八條即チ條ノ火災保險會社トノ契約ニ關スル備項ニ屬キテ特ニ被保險者ノ御注意ヲ求ム
注意 大日本國分火災保險協會ノ會員ニ非ラサル會社トノ分取契約ハ之ヲ承認モス

大洋火災の保険証券の裏面の付記。